

## 議事要旨(8) 金融商品専門委員会における検討状況について（償却原価及び減損）

加藤副委員長（専門委員長）より、IASB 公開草案「償却原価及び減損」に対するコメント案について、前回の本委員会での審議、今週の専門委員会での審議を踏まえ修文のうえ、冒頭に「全般的コメント」を追加したとの説明があった。全般的コメントは、①当初予想損失を実効金利に反映するという考え方は概念的には受け入れ可能としたうえで、②事後の信用損失変動を純損益に認識すること、実質的に現在価値法を導入することになること、及び、実行可能性の3点について懸念があることを指摘、③そのための代替案として、現行の発生損失モデルを改善する手法を提案し、④最後に、先週 FASB から ED が出たことを踏まえ、グローバルなコンバージェンスを図ることを要望するとした、と敷衍説明があった。委員からの発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ・ ある委員から、質問 1 1 に関連して、①今回の減損方法見直しの対象は主として金融機関で、一般事業法人にはあまり関係がないものと認識している。②従って、一般事業法人には従来通りのやり方を継続することを含めて、実務的簡便法が広く認められるべきと考える。③ED には実務的簡便法が従うべき原則が述べられているが、原則が厳しすぎると、簡便法が使えなくなるのではと懸念する。④ASBJ のコメント案には「実務上の簡便法が従うべき原則を緩和して」との要望が盛り込まれており、同コメント案を評価する。⑤この点については、今後とも ASBJ から IASB に言い込んでもらいたい との発言があった。
- ・ これに対して加藤副委員長から①実務的簡便法については、産業界や EAP から既に意見発信していただいていると認識している。②今後も IASB とはアウトリーチなどを通して意見を言いこむ機会があるので、ASBJ から意見発信するが、産業界からも引き続き言い込んでもらいたい との回答があった。

他に意見はなく、本コメント案は了承された。

以 上